



出入国 在留管理庁

100年後の未来へ。

100年後の世界は、どんな姿をしているのだろう。

どんな人が、どんな暮らしをしているのだろう。

今この時の選択が、100年後の未来を変える。

その選択をリードするのが、出入国在留管理庁の仕事です。







我が国の秩序ある社会の実現と 経済・社会の健全な発展に寄与するために

私たちの掲げる3つの目標

ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現すること

諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護すること

関係機関と連携し、日本国民と我が国の社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現すること

現代国際社会において、主権国家の権能である出入国在留管理は、その重要性をますます高めています。

3つの目標の実現により我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することこそ、国際社会で名誉ある地位を希求する我が国の出入国在留管理行政の使命であり、私たち出入国在留管理庁職員の使命です。

出入国在留管理庁の任務

出入国の管理

日本の玄関を守り人々の
スムーズな移動のために

難民等の 適正な保護

国際社会の一員としての
責務を果たすために

在留の管理

目的に沿った外国人の
在留を実現するために

外国人の 受入れ環境の整備

全ての人々が良き隣人として
暮らせるために

退去強制

日本の安全、
安心を守るために

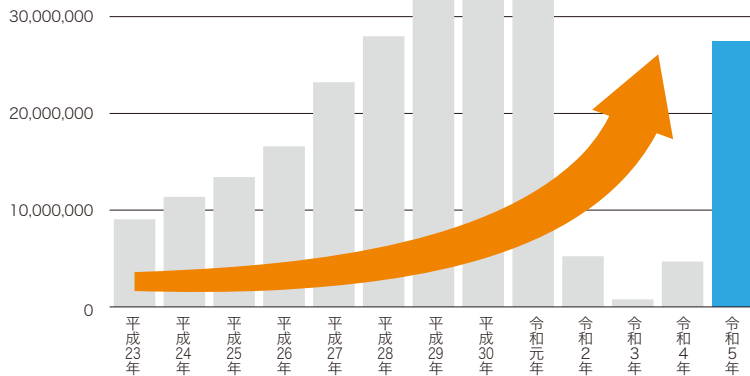
より詳しい業務紹介はこちら

(出入国在留管理庁パンフレット・業務紹介ページ)



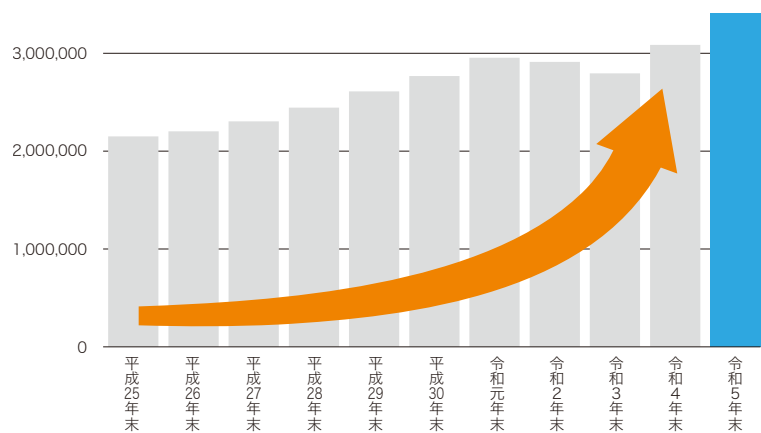
成長を続ける出入国在留管理行政

外国人入国者等の総数の推移



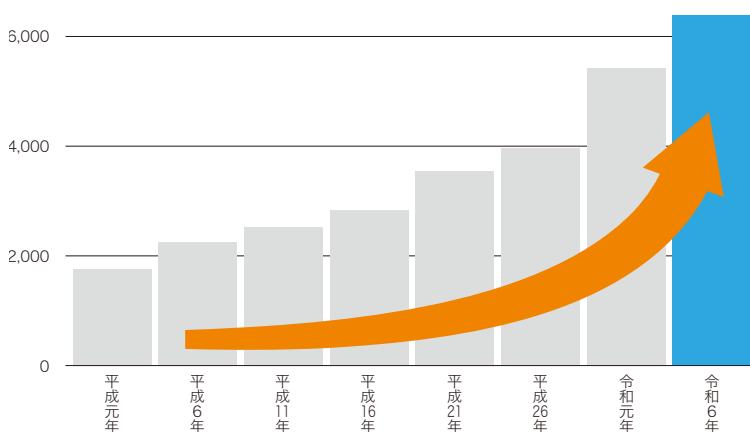
観光立国の実現に向けた政府全体の取組の結果、訪日外国人旅行者を含めた外国人入国者数は急激に増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に落ち込みましたが、令和5年には8割程度にまで回復しています。

在留外国人総数の推移



我が国の在留外国人数は増加傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少は見られたものの、令和4年末には300万人を突破し、出身国籍・地域も多様化しています。

職員数の変遷



入国者数や在留外国人数の増加に伴い、より幅広く、かつ増大する出入国在留管理庁の役割を果たすため、職員数も大幅に増加しています。

各分野で活躍する 職員紹介

平成
16年採用
法律

日本の門番として
水際を守る

出入国管理部 出入国管理課調整官

久米 輝幸

略歴

- 平成23年 4月 法務省入国管理局
入国在留課研修審査係長
- 平成25年 1月 法務総合研究所研究部
- 平成26年 4月 法務省入国管理局総務課
計画係長
- 平成27年 4月 外務省領事局政策課
課長補佐
- 平成29年 4月 東京入国管理局横浜支局
就労・永住審査部門
統括審査官
- 平成31年 3月 在ニューヨーク
日本国総領事館領事
- 令和 4年 4月 現職

「円滑」と「厳格」の相反する概念の両立

出入国審査では、入国を認めても問題のない大多数の外国人の方々についてはできるだけお待たせすることなく円滑に審査を終える必要があります。他方で、ごく少数ではありますが、入国させることが好ましくない外国人の方については、厳格に審査をして入国を阻止しなければなりません。特に後者については、好ましくならざる外国人の入国を許せば日本社会に多大な悪影響を与えるおそれがあるため、責任は大変重いものですが、同時に、24時間365日、日本国の門番として水際を守っているのだという確かな実感があります。

円滑かつ厳格な出入国の審査

現場と一体となって最善を追求

観光立国にふさわしい出入国の管理とはどうあるべきか。円滑さと厳格さを高度なレベルで両立させるための最善の方法を追求するに当たっては、訪日外国人の視点はもちろん、現場の第一線に立つ入国審査官の視点も踏まえながら、関係者の意見にしっかりと耳を傾けることを常に意識するようにしています。

例えば、新型コロナウイルス感染症対策の水際措置で入国者が激減したために入国審査官の経験に空白が生じた影響もあり、水際措置の緩和後に訪日外国人数が急回復する中で長時間の審査待ち時間が発生した時期がありました。そのような事態に対処するために、待ち時間のデータを分析し、現場の入国審査官とも密にコミュニケーションをとり、知恵を出し合い、各種の改善策を全国の空港官署に横展開するなどして、本庁と現場が一体となって状況を改善することができ、大きな達成感がありました。

私自身は空海港で入国審査官として勤務した経験はありませんが、他の出入国在留管理行政に携わる中で培ってきた調整能力や、在ニューヨーク総領事館でのビザ審査の経験が、この出入国管理の分野における政策立案に大いに役に立っていると感じています。

新しい発想・柔軟な思考で未来の入国管理を考える

これまで、審査待ち時間を利用して指紋と顔写真の提供を受けるための「バイオカート」や、指紋・顔認証技術を活用した「自動化ゲート」などの機器を導入し、出入国の円滑化を図ってきました。訪日外国人の方々に最先端の技術を活用したスムーズな入国を体験していただき、さすが先進国の日本だ、という印象を持っていただくこと、それも一つのおもてなしだと思っています。

日進月歩のデジタル技術をどのように活用すれば訪日外国人6000万人時代に対応できる未来の入国管理を実現できるのか。検討すべき課題も数多くありますが、この出入国管理分野の企画立案に携わる者の醍醐味でもあります。前例にとられない新しい発想と柔軟な思考でアイデアを出して、色々な人の意見も聞きつつより良い制度を作っていく、そういう姿勢が私たち総合職に求められているのだと感じます。

私たちがまさに今取り組んでいることが未来の入国審査のあり方を変えていく、そんなワクワクを日々感じながら勤務しています。



入国審査官による入国審査

経済政策の一端を担う

平成
17年採用
法律

東京出入国在留管理局
就労審査第三部門首席審査官

小林 仁

略歴

- 平成17年 4月 法務省入国管理局入国在留課
(現在留管理課)
- 平成20年 7月 人事院長期在外研究員
(米国・ジョージタウン大学
公共政策大学院)
- 平成23年 4月 法務省入国管理局
入国管理企画官室(現政策課)
計画係長
- 平成25年 4月 内閣官房副長官補
(事態対処・危機管理担当)付
参事官補佐
- 平成27年 4月 東京入国管理局研修・
短期滞在審査部門統括審査官
- 平成30年 4月 内閣官房拉致問題対策本部事務局
政策企画室参事官補佐
- 令和 2年 4月 出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課補佐官
- 令和 5年 4月 現職

外国人政策の専門家として日本の経済発展に貢献する

外国人の方々の多くは様々なかたちでそれぞれの幸福を追求するために日本へいらしています。そして、それを受け入れる人がいて、いろんなところでお金が動き、経済が回っていく。そうした意味では、外国人受入れ政策を担当する我々出入国在留管理庁は、かつてメインとしていた「治安の維持」という側面もさることながら、ある種「経済官庁」的な経済政策の一端を担う側面も持っていて、最近は後者の傾向が特に顕著になってきています。

「経済官庁」は霞が関に多く存在しますが、出入国在留管理庁の専門性の高さは他にない大きな特徴だと思っています。そもそも、在野に出入国在留管理を扱う業界がない。だからこそ、しがらみに囚われずに物事を進めることができる面白さがありますし、「専門家になりやすい」分野なのかもしれません。

外国人の適正かつ円滑な受入れ

総合職として現場を率いる

今は東京出入国在留管理局で、労働力不足への対応策として令和元年に導入された特定技能の制度に関する在留資格の審査の責任者として審査の方向性を示したり、本庁との調整をしたりしています。総合職としてのキャリアを歩む中で、実は現場で実際に審査を担当するのは初めてなのですが、どちらかという審査実務以上に部下職員がいかに業務をスムーズに行っているのか、ということに心を砕いています。

特定技能の制度は、人権侵害などの問題が万が一にも起こらないよう慎重に設計されていて、審査すべき事項が特に多いのですが、特定技能に慣れていない職員にも適応してもらうための工夫や、部下職員一人ひとりの経験や能力に応じて活躍してもらうことを常に考えています。時に本庁と現場とで考え方の違いを感じることもありますが、現場の視点を本庁にフィードバックし、両者のギャップを埋めることを心がけています。その際には、人事院留学や内閣官房への出向で得られた経験や感覚を活かしていると思います。

自由な発想で企画し、実行に移す

現場で働いてみて、入管のことを国民の皆様にもっとよく理解していただきたい、そのためにできることは何でもやりたい、という気持ちがより強くなりました。「法令上適切にやっています」と言うだけではなく、国民の方々に入管の仕事ぶりを見ていただいて、それが我が国社会の安全・安心や経済に対してプラスになっているのかどうか、ということをわかりやすく提示していくことが大事なのだと思います。

こうした観点から先日、留学生のための就活イベントにブース出展をしました。参加者からの疑問に答えて、サンキューと笑顔で言って貰えたことがとても嬉しく、「人の役に立てて良かったな」という実感が持てました。

私自身は、「やりなさい」と命じられたことをただこなすだけでなく、楽しみながら工夫してもっとより良い状況を作り出すのが好きな人間なので、例えばこのイベントのように、自由な発想やマインドで企画立案したことを実行に移せることは本当にありがたいことだと思っています。意外に思われるかもしれませんが、入管庁では自分なりに正しいと考えて取り組みたい、と思ったことをちゃんと聞いてくれる人が多く、そうした風土があるのだと思います。

在留審査窓口



支援の「輪」で
選ばれる日本へ

平成
13年採用
経済

在留管理支援部 在留支援課
支援企画官

佐藤 浩朗

略歴

平成28年 4月 法務省入国管理局
出入国管理情報官補佐官
平成30年 4月 東京入国管理局羽田空港支局
審査管理部門首席審査官
令和 元年10月 東京出入国在留管理局
総務課長
令和 4年10月 出入国在留管理庁
総務課調整官
令和 5年 4月 現職

これまでの出入国在留管理行政とは違った視点から

「出入国在留管理行政」と聞くと、外国人の在留資格の審査や外国人の国外退去など、「管理」や「取締り」のイメージを持つ方が多いかもしれません。私は外国人の在留支援の業務を担当していますが、その「管理」や「取締り」とは全く異なる視点で日々業務を行っています。

例えば、外国人が日本で生活するにあたって、どのような支援を必要としているか、何か困りごとはないか、どうすれば外国人が日本社会に溶け込むことができるか、というようなものです。このような在留支援の業務は、入管庁の中では新しい業務ではありますが、今後日本が一定数の外国人労働者を受け入れていくにあたって、いくら受入れの門戸を開放しても、実際に外国人が来てくれるかどうか、日本社会に定着して活躍してくれるかどうかは在留外国人への支援も大きく関係してくるはずです。そうした意味で日本が目指す共生社会の姿にも影響を及ぼすものだと思います。このように考えると、在留支援業務というのはとても重要なものです。自分の業務で外国人がハッピーになり、ひいては日本人もハッピーになる、在留支援業務にはそんな側面があると思います。

向けた外国人の受入れ環境の整備

新しい外国人支援の中心として

令和5年12月より、紛争避難民など、条約上の難民ではないものの、難民に準じて保護すべき人を保護する「補完的保護対象者認定制度」が開始されました。その認定を受けた方には、日本で自立して生活していくための支援が必要です。私はその支援の具体的な制度設計に携わってきました。外国人支援に関しては、法令上明確な規定がないため、関係省庁と調整して決めていく必要があります。入管庁は、この支援内容を決めていくにあたって中心的な役割を担いました。まとめていくにあたっては、意見の相違など調整に難航することもありましたが、これまで政府の支援を受けられずにいた方々であっても、補完的保護対象者として認定を受ければ支援を受けられるようになったことについて社会の関心は予想以上に大きく、期待感の高まりも感じております。

これからその支援は本格化していきます。そのまとまった支援策をうまく運用していくためにどうすればよいか、今はそれを考えています。必要な支援というのは人それぞれであったり、社会情勢の変化等によっても変わってくるものですので、今後も運用しながらより良い支援を展開していければと思っています。

地方自治体・外国人支援団体とともに

日本に在留する外国人の数は300万人に達しており、国だけでなく地方自治体や民間の支援団体においても様々な支援が行われています。それに従事している方々と話した時、国の立場では手の届かない部分の支援を担っていることを強く感じ、また大変心強く思いました。国、地方自治体、支援団体がそれぞれ単独で全ての支援を担うことはできません。この三者が日常的に連携し、支援の「輪」を形成してお互いを補い合うことで、より支援の質を高められると考えています。そのような「輪」の中で外国人が日本で生活し、活躍すること、そんなイメージで支援を展開していければと思います。



外国人在留支援センターでの相談風景

現場の 入国警備官とともに、 日本を守る

出入国管理部 警備課長

簾内 友之

略歴

- 平成27年 4月 法務省入国管理局
総務課総括補佐官
- 平成28年 4月 東京入国管理局成田空港支局
審査監理官
- 平成30年 4月 法務省大臣官房秘書課
広報室長
- 平成31年 4月 出入国在留管理庁出入国管理部
出入国管理課難民認定室長
- 令和 2年 4月 出入国在留管理庁
在留管理支援部情報分析官
- 令和 5年 4月 現職

平成
6年採用
法律

変わりゆく社会とともに変わる警備業務

警備業務は、一見すると「変化」や「革新」から遠い印象を受けるかもしれませんが、私が入省した頃と今とを比べると、入管法違反者の様相は大きく変わってきていると感じます。法違反者の国籍もそうですし、彼らが抱える事情にも変化があって、例えば送還を忌避する者の存在は、この10年ほどで非常に大きな問題となってきています。それに伴って、我々入管側でも、退去強制手続における調査、処遇、執行といった警備業務のあり方が大きく変化してきました。そして、不法滞在者対策は「世界一安全安心な日本」を実現するためにも、外国人との共生社会を実現するためにも、ますます重要性を増していくと思います。

また、入管の政策や個々の事案が報道や議論の対象となることがかなり増え、我が国社会におけるプレゼンスが高まってきていることも感じます。その中で、我々がどのように社会とのコミュニケーションをとっていくのか、つまり、我々の業務の意義や重要性をどのように情報発信し、国民の方々に御理解いただくのか、ということにも意を用いなければならぬと考えています。

実現に向けた不法滞在者対策等の推進

24時間動き続ける現場を支える

警備業務は、対象となる外国人の人権を尊重しながら、適正に手続きを行うことが必要であり、そのための施策や、現場での実務には「厳格さ」とともに「柔軟さ」が求められます。万一の事故が発生しないよう細心の注意を払っていますが、それでも色々な事象が発生するものです。現場は24時間365日動いており、土日に連絡が来ることもあるので、緊張感を維持する必要があります。

現場の若い入国警備官たちが真摯にひたむきに業務に取り組む姿勢には、本当に敬意と感謝を覚えています。今の部署も若手職員が多く、現場から上がってきた難しい案件を、彼らが現場ともやりとりしつつ、試行錯誤を重ねながら対応策を検討し、その結果うまく解決に導くことができたとき、管理職である自分としても非常に嬉しく思います。

若い職員たちが存分にそれぞれの力を発揮し、国家公務員として、入管職員としての志を全うできるような環境を作っていくのが、自分の仕事であり、役割であると思っています。

「世界一安全な日本」を次世代へ引き継ぐ

社会が目まぐるしく変化していく中で、これからの日本で生活していく子供たちにどのような社会を手渡していくべきなのか、今のような年齢や立場となって、改めて考えています。行政も色々な分野がありますが、出入国在留管理行政は私が入省した30年前に比べると、遥かに重要性が高くなってきていると思います。これをどう次の世代に引き継いでいくか、日々考えながら仕事をしています。

日本の将来を担う皆さんは、ぜひ広い視野で、国内外の色々な事柄に関心を持ってみてください。柔軟な思考とバランス感覚を身につけた皆さんが我々の戸を叩いてくれて、一緒に仕事をやる未来を、とても楽しみにしています。



入国警備官

真に救うべき人へ、
手を差し伸べる

出入国管理部 出入国管理課
難民認定室補佐官

遠藤 由美

略歴

平成20年 8月 行政官長期在外研究員(英国)
平成23年 4月 金融庁
平成25年 4月 法務省入国管理局入国在留課
在留管理業務室市町村連携係長
(平成27年1月から平成28年4月
まで育児休業取得)
平成28年 4月 東京入国管理局審判部門
令和 2年 7月 出入国在留管理庁総務課
法務専門官
令和 3年 4月 出入国在留管理庁総務課
研修企画室教官
令和 5年 4月 現職

平成
16年採用
法律

救うべき人を救うために

現在従事している業務の一つに、個別の難民認定申請案件への対応があります。これは、地方局で受け付けた難民認定申請のうち、難民認定が見込まれる案件や特異な案件について、地方局からの意見をもとに本庁としての検討を加えるというものです。

例えば、インタビューの中で申請者の話に変遷しており、信ぴょう性に疑義がもたれるような案件であっても、調書を読み返してみると、通訳を介するがゆえに生じる表現ぶりの違いに過ぎなかったり、インタビューの開始当初は曖昧だった申請者の記憶が次第に鮮明化したことにより、結果として話に変遷しているように見えたりすることもあるため、多角的な観点から慎重な判断を行うことが求められます。また、申請者の出身国に関する情報の収集や分析も不可欠です。

このように、個別案件における難民該当性の判断は難しく、一筋縄とはいきませんが、真に救うべき人を救える、ということに非常に大きなやりがいを感じています。

難民等の適正な保護

新しい一步を踏み出す喜び

入管法*の改正法が令和5年の通常国会で成立したことに伴い、令和5年12月から新たに補完的保護対象者の認定制度が始まりました。同制度は、難民条約上の難民には該当しないものの、難民と同様に保護すべき紛争避難民等を「補完的保護対象者」と認定し、確実に保護していくというものです。同制度の開始に先立ち、本庁では、現場における運用の在り方を検討する必要性がありましたが、前例のないものですので、これまでの難民認定の実務を踏まえつつ、地方局にも意見照会しながら短期間で結論を出さなくてはならず、非常に苦労しました。その甲斐もあつてか、制度開始後初となる補完的保護対象者の認定案件の決裁を終えたときには、安堵するとともに、ここから入管が新たな一步を踏み出すのだと身の引き締まる思いがしました。

* 出入国管理及び難民認定法

想像力と柔軟な発想で

難民認定業務に携わる上で、まず心がけていることは、国際情勢における最新の動向把握です。難民認定申請者からの申立てには、民族間の争いや武力衝突、特定の宗教の信者に対する迫害など様々なものがありますが、国際情勢に対して高いアンテナを張っていなければ、その真偽の判断の見当もつきませんし、世界各国における難民認定制度や庇護の在り方などを知ることにより、日本の制度における課題が浮き彫りになったり、改善の糸口が見つかったりすることも少なくありません。

また、難民認定の審査では、日本における常識が通用しない場面も多々あると感じています。例えば、申請者から「本国に帰国した場合、対立する政党の関係者から暴行を受けるおそれがある」との主張がなされた場合、日本であれば、刑法等の刑罰法令が整備されており、警察当局が法令に基づき犯罪者の取締りを行うのが当然という感覚かもしれません。ところが、申請者の出身国によっては、法律が整備され、治安維持に責任を負う組織が存在していたとしても、取締りが機能していないようなところもあり、そのような国においては、申請者の申立内容を正面から否定することが困難です。このように、難民認定業務においては、日本の常識が通用しない場面に遭遇することも多いので、想像力を働かせつつ、固定観念にとらわれない柔軟な発想をもって業務に取り組むことを大切にしています。



難民調査官による審査

入管庁の
確固たる土台を
築いて支える

平成
27年採用
行政

総務課 法務専門官

浅野 亜里沙

略歴

平成27年 4月 法務省入国管理局入国在留課
平成29年 4月 法務省民事局民事第一課
平成30年 4月 法務省大臣官房会計課
平成31年 4月 厚生労働省職業安定局
外国人雇用対策課調整係長
令和 3年 4月 出入国在留管理庁
在留管理支援部在留管理課
技能実習総括係長
令和 5年 4月 現職

リレーション〈つなぐ〉を意識

出入国在留管理庁の広報担当として、入管庁の業務を国民の皆様にお知らせする、いわゆるPR活動のほかに、報道機関とのやりとり、ホームページやSNS等の広報媒体の整備や運用を主に担当しています。

入管庁におけるPR、パブリックリレーションズは、正しい情報を発信し、真の入管庁の姿を理解していただくことに加え、国民や在留外国人の方々の反応や意見を受け止めて、行政の改善に繋げていくことを醍醐味としています。PRが一方向的な発信にとどまらず、双方向のコミュニケーションであり続けるためには、組織内外の連携、つまりリレーションにも重きを置く必要があります。庁内はもちろん、広報活動の要となる報道機関の方々とも良い関係を築く努力をしています。

寄せられた様々な意見をしっかりと受け止め、本庁や現場にフィードバックを行い、改善された組織の姿をまた発信していく、そんな広報をつくり上げるために、日々努力しています。

理庁の5つの柱を支える基盤〈総務〉

入管庁の基盤を支えつつ、その先へ歩みを進める

総務課は、入管庁がその任務を全うするための基盤を支える裏方のような存在であり、広報だけでなく、国会、会計、人事業務を含め、地道にやらなければいけないルーティーンの仕事も数多くあります。それは、入管庁全体の確固たる基盤を支える上で疎かにしてはならない部分でもあります。しかし、基盤固めだけでなく、いかにその上にプラスアルファとして価値を創造できるのか、というところで真価が問われると考えています。

例えば、ホームページに掲載する情報を、各課室の担当から提出されたものをそのまま掲載するのではなく、より分かりやすい表現になるよう提案したり、広く周知すべきと思われる情報を見つけたとき、それを積極的に広報できるよう働きかけたりと、これまでの受け身の姿勢から打って出ること、現状維持から一歩前へ進めることを意識しています。現状に安住するのは楽かもしれませんが、そうではなく、より前に進んでいくために、まずは道を切り拓くこと、入管庁として前例がなかったとしても、他省庁や民間での事例なども参考に、まずは第一歩を踏み出す、ということを中心にしています。

どこの部署にいてもそうですが、自分が切り拓いた道のりをスキーム化しておけば、後に続く人たちが直面するハードルが低くなるので、自分の手でできることがあれば何でもやるべし、という信念を持って働いています。

出入国在留管理庁だからこそ

入管庁は発足から令和6年で6年目と歴史が浅く、全体としてまだまだ発展途上です。だからこそ、自分がやりたいと思ったことはやらせてもらえる雰囲気があり(もちろん調整は必要ですが)、新しいことにどんどんチャレンジしやすい環境であると感じています。庁全体であればいかに政策課題を解決していくか、広報であればそれをどうPRしていくのか、未開拓の領域はたくさんあり、やりがいもそこかしこにまだまだ眠っています。その意味では、若手職員でもすぐ即戦力として活躍できる組織だと思います。

広報活動の一環としてのイベント出展





平成
8年採用
法律

在留管理支援部 在留管理課 特定技能・技能実習運用企画室長 安東 健太郎

略歴

- 平成22年 3月 外務省在ニューヨーク総領事館領事
- 平成25年 4月 名古屋入国管理局留学・研修審査部門首席審査官
- 平成27年 4月 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付参事官補佐
- 平成29年 5月 東京入国管理局調査企画部門首席入国警備官
- 令和元年11月 出入国在留管理庁在留管理支援部特定技能企画室調整官
- 令和 2年 4月 東京出入国在留管理局調査第三部門首席入国警備官
- 令和 3年 4月 出入国在留管理庁総務課危機管理企画調整官
- 令和 4年 4月 出入国在留管理庁政策課国際企画調整官
- 令和 5年 4月 現職

入管業務 II 国際業務

入管庁の仕事はすべてが国際業務

「国際業務」と聞いて皆さんはどのような仕事を想像するでしょうか。海外に行って外国政府や国際機関との会議に出席したり、在外公館で働いたりするイメージをお持ちの方が多いのではないのでしょうか。実は、入管庁の仕事は全て国際業務と言っても過言ではありません。「国際」は、英語で言うとinternational、文字通り国と国との間のことです。入管庁の業務である、入国審査、国外送還や支援業務は個々の外国人を対象としていますが、それを遂行するために外国政府、国際機関との調整など外国と何らかの関わりを持っています。

また、現在私は入管庁の国際担当として国内外の関係機関との連絡調整に当たっていますが、外国の入管当局と直接やりとりすることを意識して、最近、各国の入管当局間の国際的プラットフォームとして国際会議「東京イミグレーションフォーラム(TIF)」を立ち上げました。各国の入管職員が意見交換を行う場として活用され、年を重ねるごとに関係性が深まっているのを感じます。

直結する政策の企画立案と現場

入管の国際業務の特徴は、政策の企画立案と現場とが直結していることです。国際会議で話し合われた内容をいかに現場で活かすかが重要であり、成果もリアルに感じ取ることができます。その一つとして、ウクライナ避難民受入れの企画立案に従事した経験があります。計画の企画立案、政府専用機でのポーランド往訪、避難

民とのインタビュー、そして、日本へ連れて帰る際にも同行しました。その後、一時滞在施設に滞在する避難民の方と再会した時には感慨深いものがありました。このように、ペーパーワークだけでなく、リアルな現場にも携われることが大きな魅力ですし、我々の強みだと思っています。

明日に向かって

入省時に「これから伸びる行政だからとにかく面白いよ」と言われたことが印象的でしたが、その言葉のとおり、その10年後入管は全然違う姿になっていました。同様に、5年、10年後の入管もまた、間違いなく今とは全く違う様相を見せているでしょう。これからも世界の情勢、あるいは日本国内の情勢に合わせて入管は変わり続けていかなければなりませんし、国際的な調整もさらに重要性を増してくることは疑う余地もありません。しかし、それは出入国在留管理行政としてできることの幅が広がっていくということをも意味していると思いますので、非常に面白い、飽きることはない分野だと思っています。





平成
22年採用
法律

出入国管理部 出入国管理課
難民認定室補佐官

新井 靖久

略歴

平成27年 7月 行政官長期在外研究員(米国)
平成30年 4月 法務省入国管理局入国在留課
在留管理業務室在留管理調査係長
平成30年12月 東京入国管理局審査管理部門
平成31年 1月 法務省入国管理局
総務課総務係長
平成31年 4月 警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課課長補佐
令和 4年 4月 現職

難民認定を適正に行うための努力

私の担当業務は、難民認定がより適正に行われるための企画立案など、様々な難民認定行政に関わる施策を打ち出すことです。こうした施策を考えるにあたっては国際的な動向を踏まえるための情報交換は不可欠であり、先日も外国機関との間で、難民該当性の判断や難民の出身国情報の収集のあり方について議論や、適正な手続のあり方についての意見交換等を行いました。このように外国の機関と密に情報交換することは重要であると感じており、様々なコミュニケーションを図るよう、常に努力しているところです。例えば、知見を有する方々と話をする際には、外国の制度や状況について事前に十分に理解できるよう試みたり、時には学術的な文献を読み込んだりした上で臨んでいます。このような試みは難しさもありますが、日々学びも得ています。

諸外国と同じ課題を共有し、
取り組むことの面白さ

入管庁の国際業務では、外国政府と利益が相反することはそれほど多くないことが特徴であり、特に難民認定であれば難民保護という一つの課題に対して各国が一緒に取り組むことができます。入管行政においては、各国とも退去強制すべき人は退去強制し、難民は保護し、手続は迅速に、かつ適正にやらなければならないと考えており、同様の問題意識を共有しやすい環境にあると思います。各国とも試行錯誤を

重ねており、同じ悩みに共感したり、対応策について議論を深められた時は、すぐ達成感がありました。外国政府という少し無機質な印象がしますが、その中で働く職員たちも、我々と同じ価値観を共有する人々なのだと感じる瞬間でもありました。

生の情報で関係機関と対話する

現場から得た生の情報を携えて、関係機関と情報交換や議論、対話をすることができるという点は、出入国在留管理業務の実務を担う入管庁の大きな強みだと思います。他から得た情報ではなく、我々自身の経験や知識で勝負ができること、さらに相手方もある程度同様の課題を抱えているという事情がある中で、互いに未来志向の対話ができることが、特にこの難民認定に関するものも含めた出入国在留管理行政ひいては法務行政における国際業務の面白みではないでしょうか。

世界各国と同じ方向を向いて





平成
17年採用
行政

在留管理支援部 在留管理課補佐官 谷澤 衣里子

略歴

平成21年	7月	行政官長期在外研究員(米国)
平成23年	9月	法務省入国管理局総務課広報係長
平成25年	4月	東京入国管理局審査管理部門
平成28年	4月	東京入国管理局難民調査部門
平成31年	4月	出入国在留管理庁政策課 法務専門官
令和元年	10月	法務省大臣官房秘書課官房付
令和4年	6月	現職

世界に日本を売り込む

制度を積極的に使ってもらうために

近年最大の社会問題とも言える人手不足に対応するための方策として、特定技能制度が平成31年4月から導入されました。私は現在、この制度や技能実習制度に関する運用、国際渉外業務を担当しています。

つい先日は、インドネシアに出張し、インドネシア労働省とJICAが開催した人材フォーラムに参加してきました。インドネシアは人口急増期を迎えており、5年間で10万人の特定技能外国人及び技能実習生を日本に送り出すことを目標に掲げています。人材フォーラムでは、入管庁から基調講演を行ったほか、宿泊業や自動車整備業等を所管する省庁の担当者が分野別セッションに参加して、日本で働くことの魅力をアピールするなど積極的な広報も展開しました。その他にも、実際に現地の送出国機関を訪問し、送出国側から見た制度への期待や熱気を肌で感じることができました。国際人材獲得競争が激化する中で、日本が選ばれる国であるために、制度をより使いやすくしていくことが重要であると痛感する貴重な経験となりました。

制度を安心して使ってもらうために

特定技能制度と技能実習制度においては、悪質なブローカー等の介入を防止し、情報共有の枠組みを構築するため、複数の送出国との間で二国間協力覚書(MOC)を結んでいます。私は現在、このMOCの新規作成やMOC作成後の定期協議等にも携わっています。実は私

は、特定技能制度の開始当初にもMOCの作成交渉に携わったことがあります。当時は限られた期間内に交渉を妥結するため、複数国と同時並行で交渉を行っていました。ある国とは交渉が大変難航し、決裂寸前まで行き詰まってしまったこともあります。そんな局面を乗り越えて交渉が前進した時の安堵、交渉妥結に至った時の達成感は今でも忘れることができません。希望をもって来日していただいた外国人の方々に安心して活動していただけるよう、送出国と連携しながら日々業務に取り組んでいます。

価値観が異なる中で分かり合える喜び

国際業務は華やかなイメージがありますが、実際の交渉には困難がつきものです。お互い文化も価値観も異なる海外とのやりとりの中で、問題点が生じたとしても、それを乗り越え、分かり合えたときの喜びや達成感こそが、国際業務の醍醐味だと感じています。





平成
21年採用
法律

在韓国大使館 一等書記官

浦上 三四

略歴

- 平成26年 4月 内閣官房副長官補室主査
- 平成28年 4月 法務省入国管理局難民認定室 庇護係長
- 平成30年 4月 法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室企画第二係長
- 平成31年 4月 法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室企画第一係長
- 令和 2年 4月 出入国在留管理庁政策課法務専門官
- 令和 3年12月 出入国在留管理庁政策課補佐官
- 令和 5年 3月 現職

大使館で勤務すること

現在、在韓日本国大使館の領事部で、査証発給事務のほか、韓国の入管当局との調整業務を担当しています。査証発給業務では、韓国国籍の方だけでなく、様々な国籍の方から日本に入学するための査証申請がなされます。中には慎重に審査をするべき案件もありますが、入管庁でこれまで得てきた経験や、培った感覚が大いに役立っています。調整業務では、韓国当局との人間関係づくりが非常に重要な鍵を握っており、公式の場はもちろん、オフの場でもコミュニケーションをとっています。韓国ならではのマナーや習慣に気を付けながら関係性を深め、業務が円滑に進むよう努力しています。

外国人として海外で生活すること

私は出入国在留管理行政の中でも、外国人との共生の分野に最も興味を持って働いており、自分自身も外国人として生活し、日本に住む外国人の方々と同じ目線に立って、その困りごとや不安などを体験したいと思い、在外公館勤務を希望しました。韓国は文化や習慣が似ている部分が多いこともあり、幸いにも現地で大きく戸惑うことは少ないですが、一度、北朝鮮からのミサイルがソウル方面に発射されたという情報で避難命令が出たことがありました。誤報ではありましたが、着任したばかりで韓国語に不慣れな面もあったので驚きとともに不安を覚える中、緊急時の多言語での発信がどれほど外国人の安心に繋がるのかということ、身を

もって体感しました。

韓国からの学び

入管庁で共生施策を担当していた時に、有識者会議の構成員の方から教えていただいたことがあります。それは、「外国人を助けてあげる」というような上から目線ではなく、外国人一人ひとりが自分の能力を発揮できる環境を作っていくことが、真の共生社会のあり方なのだ、ということです。

韓国の人材受入れ制度も日本と似た部分が多くありますが、人手不足が日本よりもさらに深刻で、切実に外国人材を欲している韓国では、韓国語習得のためのサポートも充実していたり、よりオンライン化が進んでいたりなど、先進的で学ぶべき点が多くあります。韓国に赴任している期間で様々なことを吸収し、良いところを日本の制度に取り込むなど、帰国後の入管庁での企画立案に活かして、共生社会の目指すべき姿に向けて一歩一歩前進していきたいと思っています。

在留外国人として海外で働く



外から見た入管庁のすがた



内閣官房副長官補付(法務担当)主査 佐野 彩華

略歴

平成29年 4月 法務省入国管理局警備課
平成30年 4月 東京入国管理局調査第一部門
平成30年11月 法務省入国管理局総務課企画室
平成31年 4月 法務省訟務局行政訟務課
令和 2年 4月 法務省大臣官房秘書課
令和 3年 4月 出入国在留管理庁政策課
特定技能政策第一係長
令和 3年12月 出入国在留管理庁政策課政策係長
令和 4年 4月 現職

政府全体で存在感を高める入管庁

入管庁と官邸の橋渡し役として

私は、内閣官房副長官補室の法務省担当として、官邸からトップダウンで下りてくる政策の実現や、入管庁から上がってくる重要性や緊急性の高い政策の実施に向け、その実行プロセスが滞らないよう政府全体の調整を行う役割を担っています。官邸と入管庁をはじめとする関係省庁の橋渡し役として、入管行政の実現を支えています。

副長官補室は各省庁からの出向者で構成されていますが、私は、唯一の入管庁からの出向者です。外国人に関する政策は他省庁との連携の重要性も高く、入管関係の法律や制度、政策について他の職員に説明する機会も数多くあります。入管庁の代表として、関係者に出入国在留管理行政を正しく理解してもらうことも、私の重要な役割のひとつです。

日本社会における 課題解決の鍵を握る入管庁

副長官補室で勤務して感じることは、日本社会の様々な課題に対して導き出される解決策に「外国人」というキーワードが入る頻度が急増しているということです。副長官補室が取り扱う緊急性の高い政策や世間の耳目を集める重要な政策の中でも、特に新たに立案される政策で「外国人」に焦点を当てたものが増えており、入管庁が活躍すべき舞台が広がるスピードの早さに圧倒されます。

人口減少、少子高齢化という日本における大

きな社会課題の中で、外国人を労働者として受け入れようという機運が高まる一方、慎重論も根強くあり、その舵取りを担っているのは我々入管庁です。今後、日本という国をどう維持していくのか、その方策を自分たちの手で考え、日本社会の未来を描いていくことができる、それが入管庁で働く面白さだと思います。

国籍や人種ではなく、「日本で暮らす人々」が、安全・安心に暮らせる未来をつくるのが入管庁に期待される役割です。まずは、目まぐるしく変わりゆく社会のスピードに我々が取り残されることなく、その大きな役割を担うことを入管庁全体が意識していかなければならないと感じています。

「ひと」を扱う入管庁

出入国在留管理行政は「ひと」を扱う分野です。そして、日本で暮らす外国人一人ひとりの人生に深く関わるのが我々の仕事です。我々が作った法律や制度が、一人ひとりの人生を大きく左右するという、その責任の大きさや重さを忘れず、一人ひとりがどんな人生を送っているのか想像力を働かせながら、日々の業務に取り組んでいます。



平成
30年採用
行政

厚生労働省職業安定局
外国人雇用対策課調整係長

伊豫田 雄太

略歴

- 平成30年 4月 法務省入国管理局難民認定室
- 平成31年 4月 東京出入国在留管理局
調査第一部門
- 令和 2年 4月 法務省大臣官房司法法制部
司法法制課
- 令和 3年 4月 法務省大臣官房国際課
- 令和 4年 4月 出入国在留管理庁政策課
特定技能政策第二係長
- 令和 5年 4月 現職

厚生労働省内の入管庁サテライト

私が勤務する厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課(通称、外対課)では、外国人の就職支援や外国人を雇用する事業主への助言などに関することを所掌しており、私は課の所掌事務について省内外の調整や国会対応などに携わっています。

厚生労働省内には、外国人に関係する部署として、当課以外にも、外国人技能実習制度を所管する部署や外国人介護人材の受入れを担当する部署など外国人に関係する部署がいくつかありますが、「外国人労働者といえば、外対課」といった感じで、当課は、厚生労働省内における外国人労働者施策の総合窓口のような位置づけになっているように思います。

当然ながら、私自身、入管庁とやりとりする機会も非常に多くあり、当課や厚生労働省の各部局と入管庁の間に立ち、両者の様々な意見を調整しています。厚生労働省だけでも外国人の受入れに関係する施策が複数あることに鑑みると、政府全体の総合調整機能を担う入管庁に期待される役割の大きさは計り知れません。

省内からは入管庁からの出向者である私に対して、在留資格に関する質問など、入管庁の所掌分野について様々な質問が寄せられるため、その意味でも入管庁と厚生労働省の橋渡しをしている感覚があります。そんな自分の存在も含めて、入管庁の「総合調整機能」は力を発揮しているのかもしれない。

司令塔としての入管庁

他省庁の外国人の受入れに関係する部署に向し、外国人の受入れに関して政策論に積極的に関与できるのは入管庁しかないと思えるようになりました。厚生労働省も外国人の受入れに携わっていますが、どんな外国人を受け入れていくのか、外国人の受入れに関する政策論的・本質的な部分は入管庁が担当しているように思います。それは、外国人の専門家である入管庁だからこそできる仕事であると確信しています。さらに、受け入れた外国人に対する支援施策を担当する各省庁をとりまとめる役割をも担っており、まさに「司令塔」として積極的に外国人に関わっていく、それが入管庁のあるべき姿だと思っています。

これからの外国人行政

厚生労働省では、これまで主な人手不足対策として「女性」と「高齢者」の活用を掲げてきましたが、近年、これらに加え「外国人材」の活用にも正面から言及するようになりました。日本社会の中で外国人労働者の必要性や存在感が高まってきていることは明らかであり、同時に、入管庁の重要性も比例して高まっていることを、厚生労働省にいながらにして、肌で感じる事ができています。

外国人受入れ政策の本丸を担う入管庁

出入国在留管理庁次長

丸山 秀治

出入国在留管理庁

未来へ、 歩み続ける。

今後も我が国に入国・在留する外国人の増加が見込まれることから、出入国在留管理行政は、他の行政分野以上に変化が見込まれるほか、国民の注目度も高まるでしょう。また、世界情勢の変化を踏まえた対応を求められることも増えるでしょう。

このような変化に柔軟に対応できる皆さんをお待ちしています。

これまでのキャリアを振り返って

法務省入国管理局から出入国在留管理庁へ

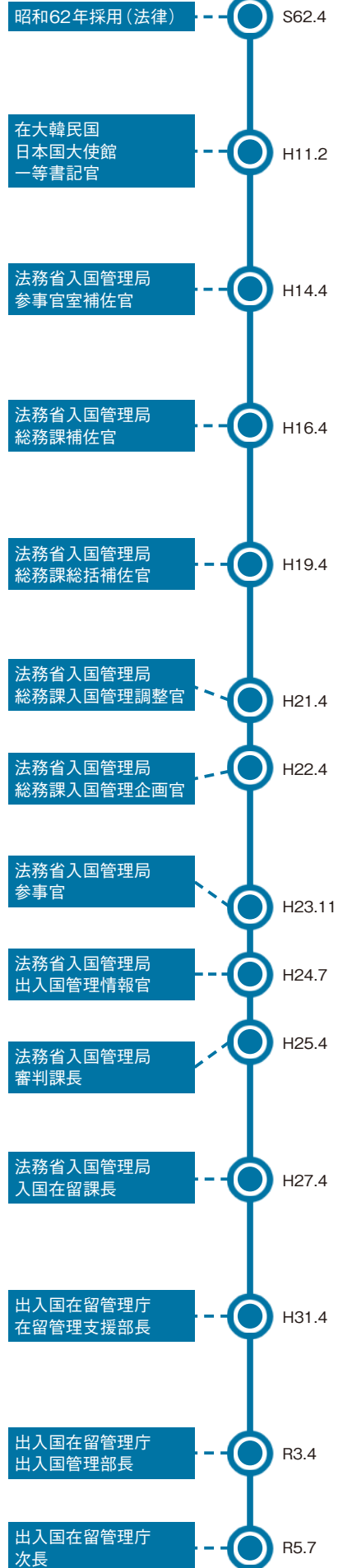
長年出入国在留管理行政に携わってきた中で、何回か転換点乗り越えてきましたが、大きなターニングポイントは出入国在留管理庁が発足した時だと思います。それまでの法務省入国管理局だった頃と比べれば、外国人支援の業務が新たに追加されたこともあり、他省庁とのやり取りが格段に増えたほか、官邸主導の政策も増えました。ウクライナ避難民の支援も、昔のままであれば担当していなかったかもしれません。入管庁として再スタートを切ってから、それまでよりも全体として能動的な動きができるようになり、職員のマインドも変わってきたように見えます。「法務省入国管理局」から「出入国在留管理庁」にただ看板を掛け替えた、ということではなく、本質的な有り様が変わったように感じています。

自分が生み出した施策に、 また携わることのできる喜び

入管庁の専門性の高さによるものだと思いますが、自分が過去に作った制度を、年を経てまた自分で見直す、という場面に何度も遭遇しました。例えば、私のキャリアは技能実習制度とともにあったと言っても過言ではありません。技能実習制度が導入された時、担当係長として立ち上げに携わり、制度を世に送り出しました。地方官署で勤務した際には、実際に技能実習生の在留審査にも携わりました。正式に在留資格として「技能実習」を設けるべく法改正を行った際には、法案審議の対応や省令等の策定に奔走しましたし、その後しばらくして技能実習法という新たな法律の制定に注力したことは、つい昨日のここのように思えます。そして、今はなんと技能実習制度の発展的解消に向けた見直しを行っているところです。

制度を作って終わり、ではなく、その運用や見直し、場合によっては廃止まで携わることによって、一つの制度の「一生」を見守ること。それは、制度を通して日本を少し変えていくプロセスであり、そこに、行政官としての達成感と喜びがあると思っています。

この達成感と喜びを皆さんと共に分かち合うことを楽しみにしています。



若手職員に
聞いてみました！

REAL VOICE

—リアルヴォイス—



Q 入管庁の雰囲気の色で表すと？

- A
- 白 3人
 - 水色・空色 6人
 - 青 4人
 - 緑 2人
 - 黄緑 1人
 - ピンク 1人
 - 赤 3人
 - 黒 1人
 - 十人十色 1人

水色 各国から空を経由して日本に訪れる外国人に対して、日本での滞在を支援する明るい気持ちを表す色が合っていると思うので。

十人十色。入管庁は入国審査官と入国警備官がおり、色々な人がそれぞれの特性を活かしながら活躍していると思います！

回答22人

Q 入管庁の一番の押しポイントは？

A 人がいいところ。どんな窮地(大げさ)でも誰かしら助けてくれる。

新しい業務に挑戦するチャンスがあること。訪日外国人が年々増加する中で入管庁の業務も拡大していますが、このような新しい業務への挑戦の機会は他省庁に比べて多いと思います！

日本の在り方そのものに関わる業務に携われること。キャッチフレーズ「世界をつなぐ。未来をつくる。」のとおり、世界とのつながりを感じながら、日本の未来のために仕事ができること。入管庁でのやりがいは、このキャッチフレーズに表れていると思います。

Q 入庁して、今までで一番びっくりしたことは？

A 答弁作成など、他局では補佐クラスが行う起家も係長に任されており、若いうちからプレイヤーとなる場面が多いこと。

若手職員でも、自分の意見を気兼ねなく上司に伝えることができること。

入管庁職員の入管庁に対する献身ぶりです。他省庁への出向経験等を経た後もなお、入管庁という組織に特別な思い入れを持つ職員の多さに驚きました。

ウクライナ避難民支援を担当したこと。このような業務が生じるとは全く想像もしていなかったですが、世間の耳目を集める最前線の業務を経験できました。

Q 尊敬する先輩はいますか？

A

YES!!
100%

Q 「これは入管庁でなければできなかった！」という経験は？

A どんな外国人が将来日本で暮らし、どんなサポートを受けるかという全体像を描くこと。

入管法(入管庁が所管している法律)に明記されている文言と現場の運用方法を対照させることで、法律がどのように社会実装されているかを知ることができた。

外国人に丁寧に手続等について案内をしたところ、その方が電話口で安堵のあまり号泣したこと。

2年目での警備官時代。あれだけ不法残留者に直接接し、話すことはなかったと思う。不法残留、不法入国者がどのような人生を歩んできたのか、その声に触れることができてよかった。

Q このパンフレットを 読んでいるあなたへ！

A 毎年の部署での様々な業務が楽しくて仕方ありません。日本の在り方そのものに関わる、避けて通れない分野での業務は、本当にやり甲斐があります。是非一緒に日本の未来を形作っていきましょう。治安維持と外国人支援という難しいバランスをどうとるか、今日本は大きな試練に立ち向かっています。そういう仕事に興味のある方には、ぜひおすすめです！「当庁を選んで後悔はさせない！」…とまでは言えませんが仕事に飽きることはないと思います。どの省庁に進むかは人生の大きな選択だと思いますが、一緒に働けることを楽しみにしています！



南 ちひろ

令和5年採用 行政

政策課 特定技能政策第四係員

入管庁で今一番ホットな、技能実習制度と特定技能制度の見直しに携わっています。有識者会議の出席者との連絡調整や会議資料の作成、当日の設営のほか、国会議員に対する説明に同席して説明者のサポートをすることもあります。自分が関わった有識者会議の成果物である最終報告書が公表された時にはとても感動しました！



一般の方や他省庁の方から、入管庁が所掌する制度についてお問合せをいただくこともよくあります。

ルーティーンの業務はあまりなく、毎日違うことに挑戦しています！



南さんの一日



- 7:00 起床
- 9:30 出勤
- 10:00 省内外からの連絡や依頼を確認
- 13:00 国会議員への制度説明のための資料準備
- 15:30 上司と一緒に国会議員会館へ
- 17:00 国会議員への説明結果の報告
- 20:00 退庁
- 24:00 就寝



10:00
グループウェアを使ってメールやメッセージをやりとりしています。



13:00
準備した資料に誤りがないか、しっかり上司に見てもらいます。



15:30
準備は万端、いざ国会議員会館へ。行ってきます！



桑嶋さんの一日

- 6:30 起床
- 9:15 出勤
- 9:30 外国人の受入れ環境整備の分野に関する新聞記事をチェック
- 10:30 他課室からの突発的な依頼について、室内に確認して回答
- 14:20 来客のお出迎え
- 14:30 業務委託企業の担当者とは合せ
- 17:00 意見交換の記録を作成
- 19:00 翌日の準備
- 19:30 退庁
- 23:30 就寝



09:30
社会面、地域面など、全体をくまなくチェックします。



14:20
法務省の玄関で来客のお出迎え。



14:30
企業の担当者や企画の進め方について綿密に打合せ。

桑嶋 優希

令和5年採用 政治・国際

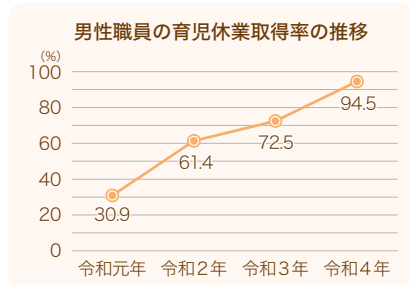
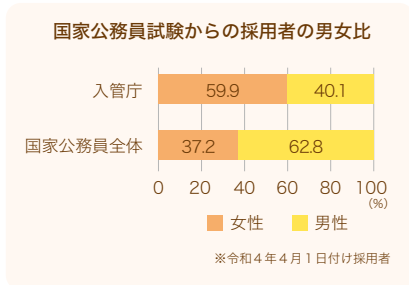
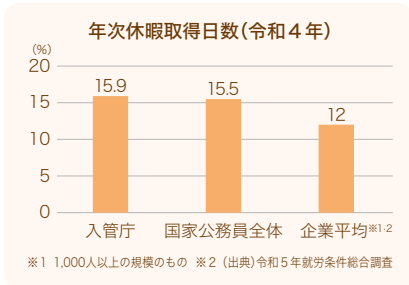
政策課 外国人施策推進室 外国人施策総括係員

外国人との共生社会の実現を推進する「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」の創設とその中心となるイベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」の企画に携わりました。入管庁初の試みであり、大臣や関係議員への説明資料の作成、出展者や関係各所との調整等に奔走しました。イベント当日はあいにくの天気となりましたが、開場前から並ぶ来場者の方々の姿を見たときのうれしさや、苦勞して作りあげたイベントが始まった時の感動は言葉にできません。入管庁が共生社会の実現に向けて大きく歩みを進めたこの月間とイベントに携われたことを誇りに思います。



イベント準備では、英語で大使館との連絡や資料の作成も行いました！

ワークライフバランス



大江さんの
ある一日のスケジュール

7:00 起床・家事

7:30 子どもを起こして
保育園への登園準備

9:00 保育園へ子どもを預け、
霞が関へ



子どもを保育園に送り、そのまま霞が関まで自転車で出勤します。

10:00 勤務開始

12:00 ランチ



作成した資料の内容を上司に説明。このまま進めてよさそうだ。

16:00 退庁

17:00 保育園へお迎え

18:00 夕食・家事

19:00 子どもと過ごす時間
(入浴、寝かしつけなど)

22:30 自分のことをする時間

24:00 就寝

平成27年採用法律

出入国管理部 出入国管理課
難民認定室難民企画第三係長

大江 恵

平成27年11月 東京入国管理局審査管理部門
平成28年 4月 法務省入国管理局入国在留課
平成29年 4月 東京入国管理局調査第一部門
平成30年 4月 法務省民事局民事第一課
平成31年 4月 法務省大臣官房国際課
(令和2年4月~令和4年8月まで育児休業)
令和 4年 9月 現職

仕事と育児を両立しながら 霞が関を支える

私は今、保育園に通う子どもの育児をしながら霞が関の本庁で働いています。

実は、産休・育休に入る前は、仕事から長期間離れることや、復帰後は育児をしながら以前と同じ様に仕事ができるのかどうかについて、不安を覚えていました。しかし、復帰後の仕事は、私の不安を打ち消す程、やり甲斐に溢れるものでした。

また、育児は一筋縄ではいかないと感じることも多いですが、仕事に励むことで気持ちの切り替えができています。勤務時間が

Balance

誰もが輝き、
自己実現できる
職場へ



限られているため、仕事に取り組む際は、効率性やスピードを特に心掛けています。

育児制度と周囲の理解

私は、朝10時から夕方4時頃まで育児短時間勤務をし、保育園の送迎や子どもの世話をしています。また、子どもが急に体調不良になった際は、看護休暇等を取得し、子どもの看病をすることもあります。

このように、育児制度を利用し、仕事と育児を両立することができるのは、周囲の深い理解やサポートのおかげだと感じます。温かいご配慮に感謝しています。

出入国在留管理行政に 欠かせない女性の視点

日本に在留する外国人は当然ながら女性も多く、出入国在留管理行政のあらゆる局面において女性の視点は欠かせません。例えば、難民認定申請者のインタビューや、不法滞在者の摘発や処遇、送還等の退去強制のプロセスなど、女性職員でなければ行えないことも多くあります。女性の活躍が求められるなかで、入管庁では、育児中の職員が安心して働ける環境があります。



採用実績・キャリアパス



出入国在留管理庁総合職職員採用実績

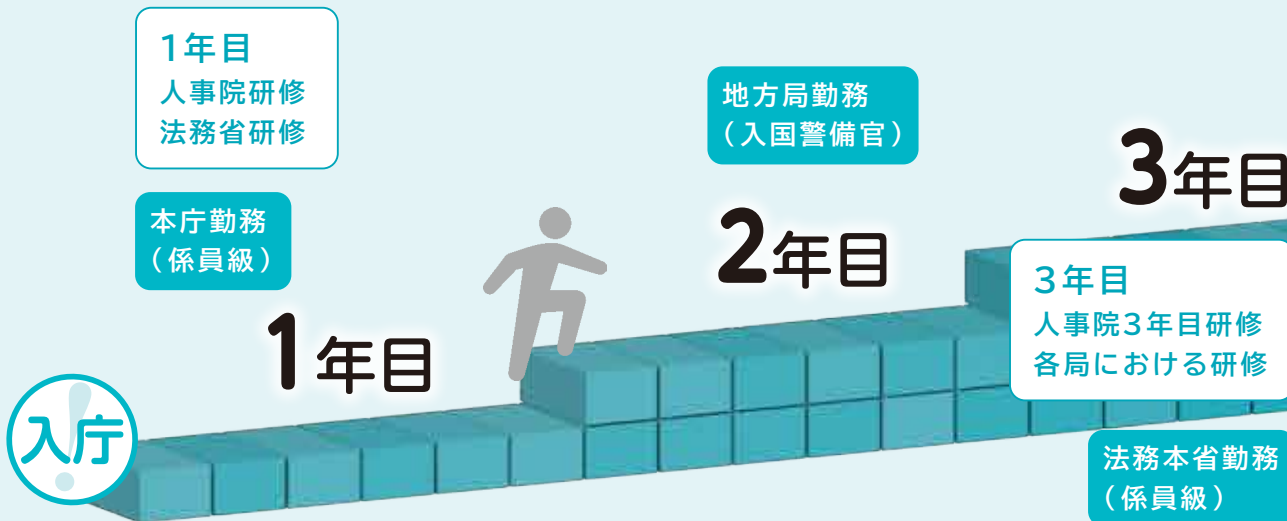
採用年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
採用者総数		男性：3名 女性：3名 計6名	男性：4名 女性：5名 計9名	男性：4名 女性：5名 計9名	男性：5名 女性：5名 計10名	男性：6名 女性：2名 計8名
採用区分	院卒	行政 3	行政 3		行政 2	行政 1
	大卒	政治国際 1 法律 2	政治国際 2 法律 4	政治国際 4 法律 3 経済 2	政治国際 7 法律 1	政治国際 4 法律 3

※採用試験区分を問わず採用の対象にしています。

キャリアパスのイメージ

総合職ローテーション(1～3年目)

本庁、地方出入国在留管理局での現場勤務、法務本省勤務を通じて、行政を担う者としての基礎知識を身につけます。



学問から知識を得て、専門性を深める



平成
30年採用
法律

松添 啓介

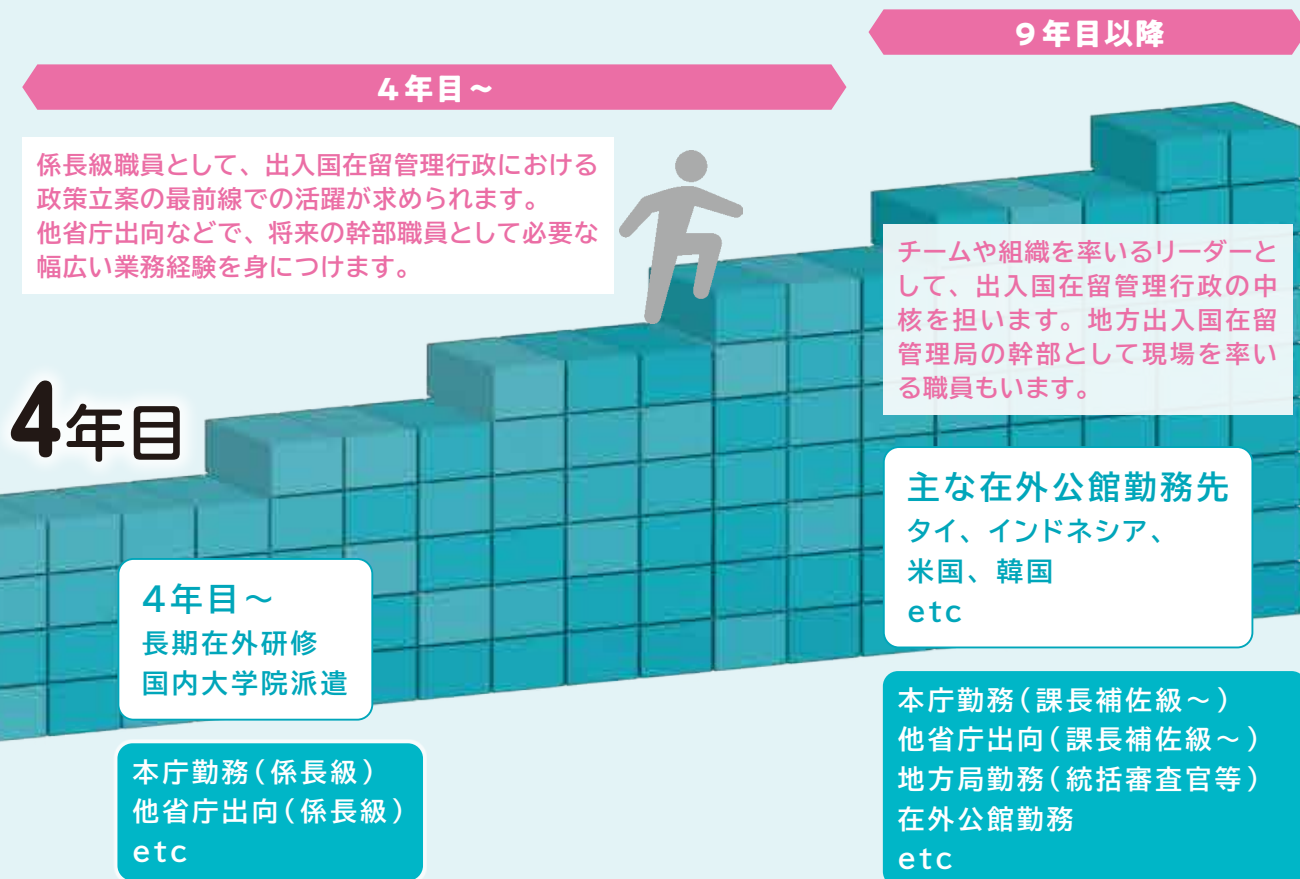
カ リフォルニア大学バークレー校ロースクール(LLM)において、米国法及び国際法の研究をしています。基本的人権の解釈やリーガルライティングの手法など、通常の業務では掘り下げにくい幅広い内容について学び、議論を交わす中で、今後の入管行政において有益な視点や考え方が得られている実感があります。



平成
30年採用
法律

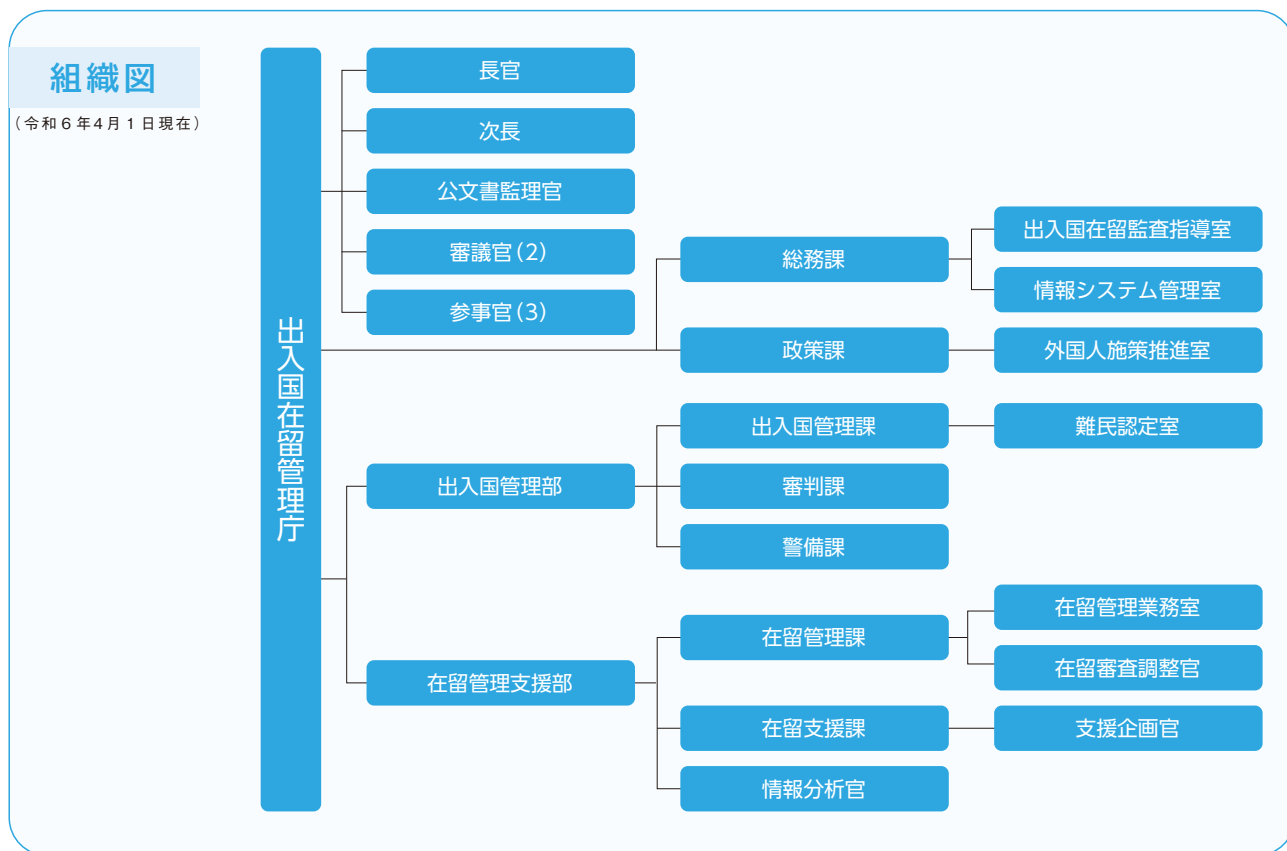
宮崎 恭平

現 在は国内の大学院で、エスニシティ、国際人口移動、社会統合、難民・強制移住学、国際社会学等を学んでおり、一番の関心は我が国地方自治体の多文化共生施策です。採用当時より問題意識が広がった時期の庁外における学びは、得られる視座が多く大変刺激的です。秩序ある共生社会実現に貢献すべく、日々新たな専門性を磨いています。

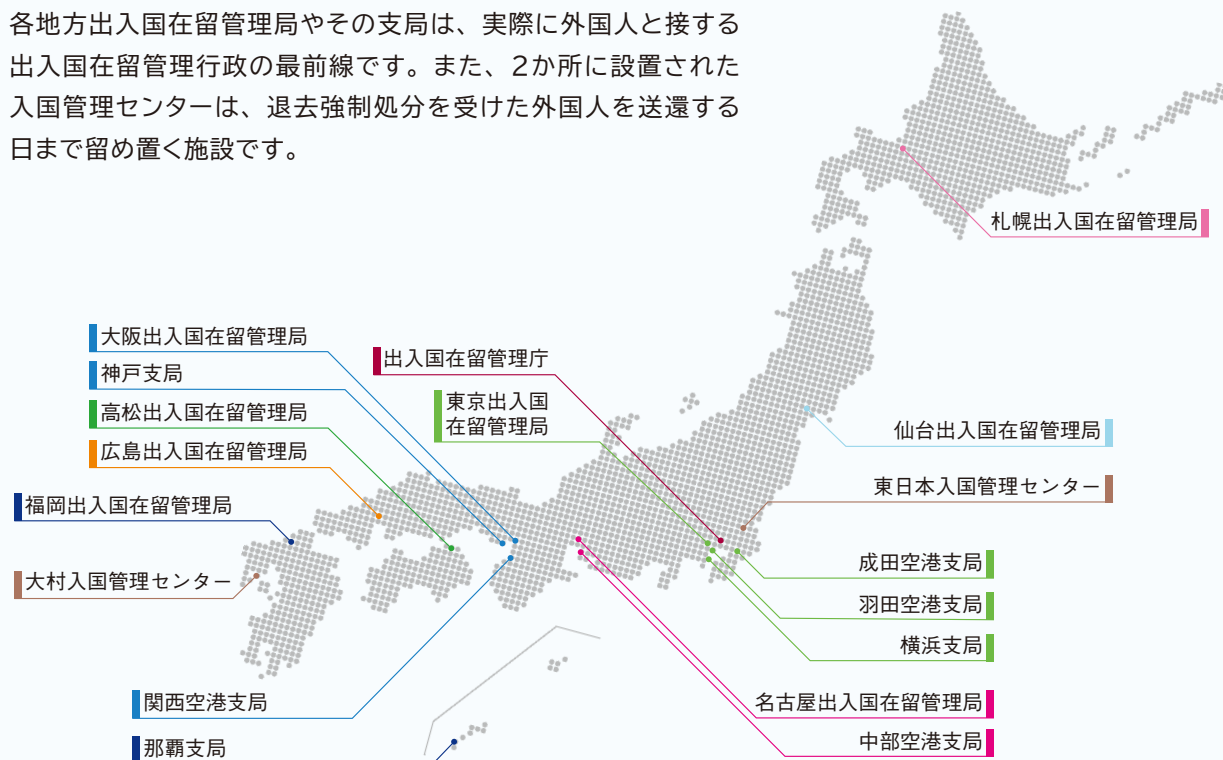


入管庁の組織

出入国在留管理庁本庁では、「5本の柱(5p参照)」に沿って政策の企画・立案や法令案の策定のほか、地方官署で行われる行政実務の指揮・監督業務を行っています。



各地方出入国在留管理局やその支局は、実際に外国人と接する出入国在留管理行政の最前線です。また、2か所に設置された入国管理センターは、退去強制処分を受けた外国人を送還する日まで留め置く施設です。





採用



Q 出入国在留管理庁ではどのような知識が必要ですか？

A 特別な知識は必要なく、様々なバックグラウンドを持つ職員を歓迎しています。出入国在留管理行政には、学生時代に学んだ内容だけでは対応できない事柄も多く、入庁後に得る知識や経験がより重要です。

Q 地方転勤はありますか？

A 若手のうちでは、2年目のジョブローテーションの一環で地方官署で働くこととなりますが、その際に大阪や名古屋等の大規模官署で1年間働くことがあります。また、人によってはキャリアを重ねるにつれ、各地方官署の管理職として働く機会を得る職員もいます。

Q 試験区分によって携わる業務内容や採用後のキャリアステップに違いはありますか？

A 入庁後は、採用時の試験区分(大卒・院卒、文系・理系)を問わず、出入国在留管理行政全般に携わることとなります。また、キャリアステップについても違いはなく、本人の希望や適性次第で様々な業務を経験することができます。

Q 求めている人材像を教えてください！

A 出入国在留管理庁は、相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することができる人材を求めています。なお、人物本位の採用を行っているため、年齢、新卒、既卒、出身校や出身学部等は一切選考に影響しません。

Q 総合職職員は入国審査官にはなれないのですか？

A 総合職職員は、本庁での企画・立案業務に携わることが主ですが、地方局で入国審査官として審査に携わり、実際の現場を学ぶ機会もあります。現場経験を含め、様々な業務を経験してステップアップしながらキャリアを重ねていくことになります。

Q 英語力はどの程度必要ですか？

A 英語力は高い方が望ましいですが、採用時に英語力が高なくても、採用後の研修や自主的な勉強により英語力を高め、国際的な分野で活躍している職員が数多くいます。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency